

# 福岡県公報

令和3年4月13日  
第 191 号

## 目次

### 告 示 (第449号 - 第452号)

- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 1
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 4
- 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) ..... 5
- 介護医療院の許可 (介護保険課) ..... 5
- 介護医療院の許可 (介護保険課) ..... 5
- 介護老人保健施設の許可 (介護保険課) ..... 5
- 介護医療院の許可 (介護保険課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ..... 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7

## 告 示

### 福岡県告示第449号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

### 1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

### 2 検査日時及び会場

#### (1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	3年5月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮相島漁業協同組合本所	新宮町
	3年5月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	3年5月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	3年5月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	3年5月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	3年5月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	3年5月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	カルチャーセンター	須恵町
	3年5月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇美町
	3年5月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
	3年5月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	シーメイト	志免町
	3年6月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	篠栗町総合センター	篠栗町
	3年6月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場	粕屋町
3年6月3日から 3年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、新宮町、古賀市、須恵町、宇美町、久山町、志免町、篠栗町及び粕屋町と協議の上、指示する。		新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 志免町	

			篠栗町 粕屋町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	3年6月3日から 3年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 志免町 篠栗町 粕屋町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	3年6月3日から 3年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 志免町 篠栗町 粕屋町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	3年6月3日から 3年9月2日まで			新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 志免町 篠栗町 粕屋町

**福岡県告示第450号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	3年6月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら 宝珠山営農センター	東峰村
	3年6月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	
	3年6月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	筑前町
	3年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	
	3年6月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばー	
	3年6月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーションバスロ	
	3年6月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	旧久喜宮地域コミュニティ	朝倉市
	3年6月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら 杷木支店	
	3年6月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	三連水車の里あさくら	
	3年6月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター	
	3年6月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら 秋月支店	
	3年6月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
3年6月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
3年6月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
3年6月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
3年7月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館	小郡市	

	3年7月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	小都市体育館	
	3年7月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町役場	大刀洗町
	3年7月6日 から 3年9月5日 まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町、朝倉市、小都市及び大刀洗町と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小都市 大刀洗町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	3年7月6日 から 3年9月5日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小都市 大刀洗町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	3年7月6日 から 3年9月5日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小都市 大刀洗町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	3年7月6日 から 3年10月5日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小都市 大刀洗町

**福岡県告示第451号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	3年7月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	三原文化会館	荇田町
	3年7月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	三原文化会館	
	3年7月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	中央公民館	みやこ町
	3年7月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	豊津公民館	
	3年7月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	勝山体育館	
	3年7月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	行橋南公民館	行橋市
	3年7月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	仲津公民館	
	3年7月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	今川公民館	
	3年7月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	延永公民館	
		3年7月20日 から 3年9月19日 まで	左欄の間に行う検査については、荇田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	3年7月20日 から 3年9月19日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荇田町 みやこ町 行橋市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	3年7月20日から 3年9月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	荻田町 みやこ町 行橋市
--	------------------------	---------------------------------------	--------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	3年7月20日から 3年10月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	荻田町 みやこ町 行橋市	

**福岡県告示第452号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域

ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	3年7月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	赤村住民センター	赤村
	3年7月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	道の駅 歓遊舎ひこさん	添田町
	3年7月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	道の駅 歓遊舎ひこさん	
	3年7月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	添田町役場	
	3年8月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	下真崎公民館	川崎町
	3年8月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	川崎町コミュニティセンター	
	3年8月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	中央公民館	福智町
	3年8月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	公民館方城分館	
	3年8月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	公民館金田分館	
	3年8月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	OTOレインボーホール	大任町
	3年8月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	香春町役場	香春町
	3年8月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	香春町役場	
	3年8月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川文化センター	田川市
	3年8月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川文化センター	
	3年8月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川文化センター	
	3年8月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川文化センター	
	3年8月31日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸田町役場	糸田町
3年9月1日から 3年10月31日まで	左欄の間に行う検査については、赤村、添田町、川崎町、福智町、大任町、香春町、田川市及び糸田町と協議の上、指示する。		赤村 添田町 川崎町 福智町 大任町 香春町 田川市 糸田町	

イ ひょう量が 300kg を超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	3 年 9 月 1 日 から 3 年 10 月 31 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 川崎町 福智町 大任町 香春町 田川市 糸田町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数 が 6,000 を超えるもの、1 級のはかり及び 2 級のはかりで目量の数 が 2,000 を超えるもの の検査	3 年 9 月 1 日 から 3 年 10 月 31 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 川崎町 福智町 大任町 香春町 田川市 糸田町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成 5 年通商産業省令第 70 号) 第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	3 年 9 月 1 日 から 3 年 11 月 30 日 まで			赤村 添田町 川崎町 福智町 大任町 香春町 田川市 糸田町

**公 告**

**公告**

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第 93 条第 1 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 135 条の 2 の規定により次のように公示する。

令和 3 年 4 月 13 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指 定年月日
介護福祉施設サービス	4079300408	特別養護老人ホームそえだ 田川郡添田町大字添田1148番地の3	社会福祉法人光和苑	令和 3 年 4 月 1 日

**公告**

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 第 107 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第 114 条の 7 第 1 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 2 の 3 の規定により次のように公示する。

令和 3 年 4 月 13 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許 可年月日
介護医療院	40B2300018	介護医療院やひめ 八女市本1486番地	医療法人八女健朋会	令和 3 年 4 月 1 日

**公告**

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 第 107 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第 114 条の 7 第 1 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 2 の 3 の規定により次のように公示する。

令和 3 年 4 月 13 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許 可年月日
介護医療院	40B3900022	篠栗病院介護医療院 糟屋郡篠栗町大字尾仲94番地	医療法人井上会	令和 3 年 4 月 1 日

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	405290035	介護老人保健施設 弥生園 小郡市山隈弥八郎273番地8	社会医療法人天神会	令和3年4月1日

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B2900031	みらい介護医療院 小郡市山隈字弥八郎273番地11	社会医療法人天神会	令和3年4月1日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市武丸3603番2及び字水洗958番24

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区市瀬一丁目7番33-505号

佐藤 未奈子

### 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

#### 1 組合の名称

久山町上久原土地区画整理組合

#### 2 事業施行期間

平成元年3月14日から令和4年3月31日まで

#### 3 施行地区

久山町大字久原字松浦、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇、字橋本及び字池上の各一部

#### 4 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原1080番地3

#### 5 設立認可の年月日

平成元年3月14日

#### 6 変更認可の年月日

令和3年4月1日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年4月13日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大 曲 昭 恵

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量（2点））
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区一円	令和 2 年 12 月 18 日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 4 月 13 日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大 曲 昭 恵

- 1 測量の種類  
公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
筑紫野市	令和 3 年 1 月 31 日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 4 月 13 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
大野城市内	令和 2 年 12 月 17 日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下府地区開発準備組合代表から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 4 月 13 日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大 曲 昭 恵

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量及び現況測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糟屋郡新宮町大字下府、美咲三丁目の各一部	令和 2 年 3 月 31 日